

第26回大空町農業委員会総会議事録

令和7年7月18日 第26回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤 宏幸	2番 上田 英樹	3番 渡辺 誠
4番 古田 牧子	6番 渡邊 恵二	8番 福田 英信
9番 福田 重幸	10番 佐久間 仁	11番 増子 昭雄
12番 真鍋 剛	13番 佐々木 経一	15番 仲西 政克
16番 高橋 敬義	17番 長尾 照幸	18番 追分 敏行
20番 遠藤 哲也	21番 佐野 一義	22番 先崎 教之
23番 丹羽 真治	24番 石田 正俊	

(2) 欠席者

5番 児山 高	7番 小川 一浩	14番 森 英章
---------	----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主事 仙石 陸
------------	----------	---------

第 2 6 回大空町農業委員会総会議事録

午後 3 時 0 0 分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから大空町農業委員会第 2 6 回総会を開催いたしたいと存じます。 会議日程 2、憲章朗読でございます。 全員で前文から朗読いたしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は、委員の皆様におかれましては、暑い中、お忙しい中での第 2 6 回農業委員会への出席、誠にありがとうございます。東藻琴地区の方におかれましては、本日より麦の刈り取りが始まっている中、出席ありがとうございます。 6 月 2 9 日に交通安全大会、7 月 9 日には 3 町親睦パークゴルフが行われました。委員の皆様には暑い中、またお忙しい中での参加ありがとうございます。3 町パークゴルフは、来年は大空町が主催となりますので、多数の委員の皆様が来年出席されますよう、この場をお借りしましてお願い申し上げます。 さて、本年は雨が少なく暑い日が続きまして、各作物ともに深刻な水不足でダメージを受けて、皆様におかれましては大変心配なされていることと思います。小麦におきましては、高温・少雨のため急激に登熟しまして、女満別はまだでございますが、東藻琴地区、近隣市町村では、麦の収穫が始まっているところであります。 これから、収穫管理作業等が忙しくなり、大型機械での夜間の作業も多くなりますので、健康に留意され、事故のないよう作業されることをご祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	6 月 2 0 日開催の第 2 5 回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第 2 6 回農業委員会総会を開催いたします。

	(午後 3 時 0 6 分)
石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、20名であります。 児山委員、小川委員、森委員から欠席の旨、ご連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第4号まで5件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、15番仲西委員、16番高橋委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和7年7月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、財務局の用地払い下げに伴い売買を行う新規案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 この案件につきましては、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましても、財務局の用地払下げに伴い、売買を行う新規案件となってございます。図面につきましては、2 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 7 年 7 月 1 8 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、火山灰の採取を目的に一時的に転用し火山灰を採取するという案件でございます。当該箇所につきましては、既に火山灰の採取を行っており、引き続き 3 年間、火山灰を採取することでの新たな申請となっております。 現地確認につきましては、第 1 地区農業委員さんにより 7 月 1 7 日に現地確認を行っており、既に採取している土地であることから、転用はやむを得ないという判断を頂いております。図面につきましては、3 ページ、4 ページに掲載しております。 農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、7 月 1 7 日に第 1 地区委員及び事務局職員で現地確認を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和 7 年 7 月 18 日提出 大空町農業委員会会長 石田 正俊。 【議案第 3 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、農地売買等事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。6 月の総会におきまして、買入協議の要請について議決を頂いております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第２２条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第２２条に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和７年７月１８日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号１番朗読】 この件につきましては、賃借地の売買に伴う新規案件となっております。あっせんの申し出を受け、２月２５日に第１地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、山園地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、５ページに掲載しておりますのでご参照ください。 以上です。
石川局長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、５年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより１番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号１番について採決します。

委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和7年7月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦勞様でした。 (午後3時23分終了)